

第4章 プランの進行管理

1 進行管理の方法

毎年度、消費生活審議会にプランの進捗状況を報告し、検証を行います。

2 プランの見直し

消費生活審議会からの意見や市民からの意見等を参考に、施策の充実、改善や新たな施策の検討を行います。

また、消費者を取り巻く状況変化が激しいこと等を踏まえ、必要に応じプランの見直しを行います。

名古屋市消費生活センター をご利用ください



消費生活相談

契約のことでトラブル！
どこに相談すればいい？

クーリング・オフって
どんなときにできるの？

多重債務を解決したい！

この商品って、もしかして
不良品？

相談電話番号 **052-222-9671**

受付時間

月～土曜日 午前9時～午後4時15分
(祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です。

または **消費者ホットライン** ☎局番なしの **188**
年末年始を除く毎日、お近くの消費生活相談窓口につながります。

消費者教育・啓発

消費者教育
って何をすればいいの？

講座の講師を派遣してほしい！

問合

TEL:052-222-9679 FAX:052-222-9678

名古屋市スポーツ市民局消費生活課

くらしの情報プラザ

消費者問題の学習や交流の場の提供、消費生活や消費者教育に関する情報提供、図書・DVDの貸出などを行っています。

利用日時

月～土曜日 午前9時～午後5時
(祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

問合

**TEL:052-222-9677
FAX:052-222-9678**

ウェブサイト

名古屋市消費生活センター

情報ナビ

コアラのハッピー



<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

Twitter @nagoyashishouhi





第3次名古屋市消費者行政推進プラン

令和4年3月

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
名古屋市スポーツ市民局市民生活部消費生活課

電話 (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

電子メール a2229679@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp



第3次名古屋市消費者行政推進プラン

令和4年度～令和8年度